

2025年1月6日

ジブラルタ生命保険株式会社

## 「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」における お支払い範囲の拡大について（2025年1月）

このたびプルデンシャル信託株式会社が「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」のサービス内容を改定し、信託財産からお支払いできる費用の範囲を拡大しましたのでご案内申し上げます。

### ■ リリース日

2025年1月6日

### ■ サービス拡大の概要

2022年8月22日にリリースした「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」においては、プルデンシャル信託株式会社は、お客さまに万一のことがあった場合に発生する死後事務委任契約に基づく死後事務執行費用を、死亡保険金等を財源とした生命保険信託契約から、死後事務受任者に対しお支払いできるものとしていました。

このたび、従来のサービスに加えて、遺言執行費用についても同様に、生命保険信託契約から、遺言執行者に対しお支払いできるよう、サービスの拡大を行いました。

このサービスの拡大により、お客さまのご希望に応じて、生命保険信託契約からお支払いする対象を、以下の3つから選択いただけるようになります。

- ① 死後事務委任契約に基づく死後事務執行費用
- ② 公正証書遺言で指定した遺言執行者への遺言執行費用
- ③ 上記①、②の両方

\* 「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」のご利用にあたっては、お客さまは、プルデンシャル信託株式会社のホームページの専用ページに掲載されている死後事務受任者や遺言執行者（以下、「受任者等」といいます）と死後事務委任契約の締結/公正証書遺言にて受任者等を遺言執行者に指定する必要があります。それ以外の受任者等を選択さ

れた場合、本サービスをご利用いただくことはできません。なお死後事務/遺言執行は受任者等が提供するサービスであり、当社またはプルデンシャル信託株式会社が提供するものではありません。

\*「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」の費用や仕組み等詳細につきましては、プルデンシャル信託株式会社のウェブサイト専用ページよりご覧ください。

<https://www.pru-trust.co.jp/trust/support/support.html>

\*当社は、プルデンシャル信託株式会社の信託契約代理店です。（信託契約代理業務の種類：媒介）

\*記載の取扱は登録日現在の取扱によるもので、将来変更となることがあります。

以上